

第3回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会議事概要

1 日時

令和6年2月20日（火）午前10時から午後11時20分まで

2 場所

修徳ビル 中会議室

3 出席者

（委員）

仁木委員長、今治委員、植田委員、宇野委員、熊谷委員

（県）

県土マネジメント部尾崎次長、池田次長、新谷建設業・契約管理課長、
松井技術管理課長 等

4 議事

（1）入札契約制度改革の方向性について

事務局から資料1について説明し、意見交換を行った。

5 主な発言

①公表時期の見直しについて

- ・ 予定価格の再積算、低入札価格調査基準価格の事後公表化に伴い、受発注者の負担軽減の意味から、低入札価格調査の辞退を認めたり、調査書類を簡略化したり、低入札価格調査基準価格未満で受注した場合の品質確保対策が十分に検討されたりしていることは評価できる。
- ・ 事後公表化に伴い情報漏洩が危惧されるが、これまでの経験も踏まえ十分対応されている。
- ・ 業界団体からは「様々な業者があることから一律に事後公表へ移行することは難しく、下位ランクの業者に対しては段階的に実施する方が良い」との意見があった。現在の県の方針も当該意見を踏まえた提案であり良いと思う。最終的には全て事後公表に移行していくものと思うが、どのようなペースで移行していくかは今後の状況を見ながら進めていくのが良いと思う。
- ・ 事後公表にすることで競争性の確保が強化できる。
- ・ 低入札価格調査の辞退を認める等、受発注者の負担を軽減した制度に改革することは望ましい。ただ、無制限に辞退を認めるか否かは今後の検討課題かと思う。

- ・情報漏洩対策については、システム面や研修面でも検討されているので問題無い。
- ・零細建設業者が立ち行かなくなるのは災害時等を考慮すれば地域の損失であると言える。地場の業者に配慮しつつ、順次事後公表を進めていただきたい。
- ・国や他の自治体を参考にされ、きめ細かく検討をいただいた。実際に運用を開始してみないと分からない部分もあるが、段階的に事後公表に移行する場合は、あらかじめスケジュールを周知しつつ実施する方が良いと思う。
- ・入札の不調や不落が起こらないのかも注意深く確認していただきたい。
- ・今回の改正についての目的や、業界団体の意見を踏まえた方向性になっていると思う。
- ・事後公表に伴う情報漏洩対策にあるような予定価格を入札後に再積算することや技術提案書のマスキングは、公表時期に関わらず実施していくべきだと思う。
- ・事後公表化に際して実施する必要があるのは、物理的な対策、マニュアル等の作成及び職員研修であると認識している。研修は資料を配るだけ等実施することを目的にするのではなく、聞くだけ・読むだけではない職員が考えるケーススタディ的な機会の提供が必要と考える。実効性を考えながらブラッシュアップしていただきたい。
- ・情報漏洩対策としては、業者との面会は基本的に複数名で行う方が牽制の意味も込めて望ましいと考える。

②総合評価落札方式について

- ・技術提案評価型と企業技術者評価型について、県の実情を踏まえて適正な割合になるよう設定されていると理解。技術提案評価型の件数も全国平均から見れば通常の割合となり、受発注者の負担が軽減されることは良いと思う。
- ・また、企業チャレンジ評価型等による実績を持たない業者も参入できるようになっており、適正に運営できるのではないかとと思う。
- ・企業技術者評価型の中にも企業チャレンジ評価型や若手・女性のチャレンジ型等がある。どの型式がどの工事と繋がるのか明確化されていない部分もあるかと思うが、工事の品質と企業の質が向上するよう柔軟に取り組んでいただきたい。
- ・技術提案評価型と企業技術者評価型の使い分けについて、基準が定性的であるように思う。実際の運用においては個別の案件毎に認定されることと思うが、一定の考え方で運用をしていただければと思う。
- ・県の方向性に賛成。技術提案評価型と企業技術者評価型に加え、企業チャレンジ評価型を使い分けながら運用いただけるとのことであるが、新規参入でき

ているか、また技術提案評価型から企業技術者評価型に変わったことで品質が落ちていないかチェックしながら調整をいただきたい。

- 今まで技術提案評価型が多かったのは、予定価格を事前公表していることから技術力で競争させる必要があったためと認識している。今後、事後公表に移行することに伴い技術提案評価型は減っていく方向かと思う。これは発注者の負担軽減の意味からも賛成である。
- 価格の低い工事の中にも、昼間の住宅地の舗装工事等、技術的な配慮が必要な工事もあるので、個別に検討をいただけたらと思う。
- 研修の実施者については検討が必要であるが、小規模事業者が事後公表に対応していけるように、積算の方法等について研修する機会を設けることも必要かと思う。
- 技術提案評価型となる工事か否かについて基準を設けることは難しいが、工事内容について例示的に整理しながら情報提供することで基準を示す方法もあると思う。